

諏訪市事務専決及び代決規程の一部を改正する訓令をここに定める。

令和 8 年 6 月 12 日

諏訪市長 金子 ゆかり

諏訪市訓令第 3 号

諏訪市事務専決及び代決規程の一部を改正する訓令

諏訪市事務専決及び代決規程（昭和 60 年諏訪市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

屋外広告物			○諏訪市屋外広告物条例（平成 21 年諏訪市条例第 26 号）の規定に基づく屋外広告物の許可等
確認申請		○確認申請手数料の減免 ○みなし道路の指定、変更、廃止 ○建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に基づく道路の位置指定及び仮設建築物の許可	○建築確認申請の道路等の証明 ○建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に基づく建築物確認申請書の進達 ○確認申請書に関する図書の閲覧
独立行政法人住宅金融支援機構			○独立行政法人住宅金融支援機構に係る融資住宅の受託事務
公営住宅の管理		○入居の決定又は取消し ○敷金の減免	○住宅管理人の選任 ○入居者の入替えの決定 ○住宅の一部を他の者に貸すことの承認 ○入居者による住宅の模様替え又は増築の承認 ○住宅を他の用途

を

			に併用すること の承認
--	--	--	----------------

「

屋外広告物			○諏訪市屋外広告物条例（平成 21 年諏訪市条例第 26 号）の規定に基づく屋外広告物の許可等
公営住宅の管理		○入居の決定又は 取消し ○敷金の減免	○住宅管理人の選任 ○入居者の入替えの決定 ○住宅の一部を他の者に貸すことの承認 ○入居者による住宅の模様替え又は増築の承認 ○住宅を他の用途に併用することの承認

に

改める。

附 則
この訓令は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。